

件名：新型コロナウイルス感染症（スリランカ滞在中のビザの効力を延長）

【ポイント】

- スリランカ入出国管理局は、すべてのビザの効力を7月11日まで延長する旨発表。
- 引き続き当局が発表する最新情報の収集、手洗い・手指の消毒、マスクの着用、ソーシャル・ディスタンス（社会的距離）の確保などの感染症対策に努めてください。

【本文】

1 スリランカ出入国管理局は、これまで当地に滞在する外国人に対し発給されているすべてのビザの効力を6月11日まで延長するとしていましたが、これを更に7月11日まで延長することを発表しました。

この措置に関する詳細につきましては、以下のURLを参照してください（照会先についても記載があります。）。

http://www.immigration.gov.lk/web/index.php?option=com_content&view=article&id=354&lang=en

2 なお、スリランカ保健省は、9日午前10時現在、スリランカ国内における感染者数を1,857名（うち治癒1,057名、死亡11名）と発表しています。当地の在留邦人の皆様及び当地を訪問中の邦人の皆様におかれましては、定期的に手洗い・手指の消毒を行うとともに、万が一外出をする際は、マスクを着用し、ソーシャル・ディスタンス（社会的距離）を保つなどの感染症対策に努めてください。

【参考1】スリランカ保健省

<http://www.epid.gov.lk/web/index.php?lang=en>（リアルタイムでの感染者数）

http://www.epid.gov.lk/web/index.php?option=com_content&view=article&id=225&lang=en（感染者数等の日報）

【参考2】新型コロナウイルス感染症に備えて

<https://www.kantei.go.jp/jp/headline/kansensho/coronavirus.html>

【参考3】世界保健機関（WHO）

<https://www.who.int/>

【参考4】世界保健機関（WHO）が推奨するスリランカにおける新型コロナウイルス感染症対策方法

http://www.epid.gov.lk/web/images/pdf/Circulars/Corona_virus/sri_lanka_ppe_covid19_english_25%20may%202020.pdf

【参考5】外務省海外安全ホームページ

<https://www.anzen.mofa.go.jp/>

【参考6】これまでの当館の領事メールを確認する場合は以下からご確認ください。

https://www.lk.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html

○問い合わせ先

在スリランカ日本国大使館

電話：(国番号94) 11-269-3831

※「たびレジ」簡易登録をされた方でメールの配信を停止したい方は、以下の URL から停止手続きをお願いいたします。

<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/simple/delete>